

◎挨拶

(会長挨拶)

◎開 会

議 長 それでは、ただいまから第4回農業委員会総会を開会いたします。

◎議事録署名委員指名

議 長 3の議事録議署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議 長 それでは、6番、十河京子君、7番、高橋裕君の2名を本日の議事録署名委員に指名します。

なお、議会書記には事務局、三沢翔吾君を指名します。

◎議案第1号

議 長 次に、4、議題、議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第1号 農用地利用集積計画の決定について、説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について。

榛東村長から令和2年6月30日付で別添の農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により決定を求める。

令和2年7月10日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、岡部課長補佐よりご説明を申し上げます。

議 長 それでは、岡部課長補佐、説明を求めます。

岡部課長補佐 産業振興課の岡部です。よろしくお願いをいたします。

ご審議をいただく前に、初めての方もいらっしゃいますので、簡単にご説明をさせていただきます。

農業経営基盤強化促進法第18条に、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積

計画を定めなければならないとありますので、議案書2ページにある利用権の設定が法の定める要件に違反していないか、農地の有効利用を図れるか、借手の状況、権利の種類、期間などが適合するかを農業委員会に決定していただくことになっておりますので、議案として上程させていただいております。

それでは、今月上程いたしました農地利用集積計画について、ご説明をいたします。お手元の資料の2ページをお開きください。

今月の農用地利用集積計画は新規案3件、更新案1件となっております。

1件目の計画でございます。

利用権を設定する貸し手は広馬場の方、使用貸借の設定で、農地の所在は広馬場字下ノ前223の1番、現況地目は畑、面積は3,964平米となっております。借手は広域財団法人群馬県農業公社で、中間管理事業を利用するための使用貸借の設定となります。利用目的は普通旗利用、貸借期間は令和2年8月1日より5年間で、令和7年7月31日までとなっております。

2件目の計画でございます。

利用権を設定する貸手は広馬場の方、使用貸借の設定で、農地の所在は広馬場字下ノ前225番ほか2筆、現況地目は畑、面積は合計で6,443平米となっております。借手は広域財団法人群馬県農業公社で、中間管理事業を利用するための使用貸借の設定となります。利用目的は普通畑利用、貸借期間は令和2年8月1日より5年間で、令和7年7月31日までとなっております。

3件目の計画でございます。

利用権を設定する貸手は広馬場の方、使用貸借の設定で、農地の所在は広馬場字南2913番ほか3筆、現況地目は田、面積は合計で5,882平米となっております。借手は広域財団法人群馬県農業公社で、中間管理事業を利用するための使用貸借の設定となります。利用目的は水田利用、貸借期間は令和2年8月1日より5年間で、令和7年7月31日までとなっております。

4件目の計画でございます。

利用権を設定する貸手は山子田の方、貸借の設定で、農地の所在は山子田字中野2003の2番、現況地目は畑、面積は1,449平米となっております。借手は山子田の方で、利用目的は花木育成、貸借期間は令和2年8月1日より5年間で、令和7年7月31日までとなっております。

以降、3ページから6ページまでに計画書の写しを添付しております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、榛東村農業委員会の意見を求めます。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長 議案第1号について事務局の説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

7番、推進委員の小川君。

小川委員 推進委員の小川です。

この件については、私自身の案件でございますので、申し訳ないんですけども、中座ということで、ご了承のほど、よろしくお願いたします。

議長 小川推進委員の退席を認めます。

(小川委員退席)

議長 それでは再開します。

ほかに何か意見ございませんか。

村上委員。

村上委員 これは、農業公社が5年間借りて、畑とか、田んぼで何かを作るということなんですか。

議長 事務局。

岡部課長補佐 産業振興課の岡部です。すみません、この辺りの説明をしようと思っていたんですけども、ちょっと、この場で説明をさせていただきます。

そうすれば、農地の貸し借りをお手伝いという、こちらのパンフレットの2ページをご覧ください。

農地中間管理事業のイメージというところで、上の図をご覧くださいと思うんですけども、農地中間管理事業と、農地中間管理機構、県の農業公社ですね。農業公社が農地を貸したい農家、また、シテイ、それから、借り受けて、できるだけまとまった形で担い手、受け手に貸し付ける事業、借手と貸手、出し手と借手の間に入る事業となっております。

今回は、出し手の方から、公社が一旦借り受けまして、担い手、借りたいという方に転貸する事業となっております。

今回、今、ご審議いただいているものが、出し手、貸付け希望者から、農業公社が借り受けるというのを決定していただくこととなります。

その後、もう既にマッチングが決まっていますので、2号のところで公社が借りたものを借り受けるというのをまたご審議いただくこととなっております。

以上で説明を終了させていただきます。

よろしくお願いたします。

議長 村上委員、よろしいでしょうか。

村上委員 はい、分かりました。

議長 ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することとします。

◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

再開します。

次に、議案第2号 農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号について説明申し上げます。

議案書7ページをごらんください。

農用地利用配分計画(案)について。

榛東村長から別紙のとおり照会があったので、意見を求める。

令和2年7月10日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、計画内容につきましては、岡部課長補佐からご説明を申し上げます。

議長 それでは、岡部課長補佐、説明を求めます。

岡部課長補佐 それでは、今月上程いたしました農用地利用配分計画(案)についてご説明いたします。

8ページをお開きください。

農地中間管理機構から農用地利用配分計画(案)の提出を求められたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会に対して借入希望者が適正であるか意見を伺うものです。

借入希望者は長岡の方2名となっております。

農用地利用配分計画(案)について、借受希望者に貸し付けた場合に、貸付後における農地の種や、周辺農地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響がある

か、イ、全ての農用地について、適切に耕作し、必要な農作業に常時従事する見込みがあるか。ウ、借受希望者への農地貸付けは適当と認められるか、その他、こちらについて、意見を伺うものとなっております。

9ページをご覧ください。

1件目、番号1から3です。借入希望者は大字長岡の方、借り入れする土地は大字広馬場字下ノ前223の1番ほか2筆で、借入面積は合計で1万407平米です。借入期間は5年で利用目的は普通畑利用です。作物といたしましては、長ネギ、下仁田ネギです。また、認定農業者資格についても、取得済みとなっております。

2件目、番号4から7番です。借入希望者は、農事組合法人群馬中央ファームです。借り入れする土地は大字広馬場字南2913番ほか3筆で面積は合計で5,882平米です。借入期間は5年で利用目的は水田利用です。作物といたしましては、水稻です。また、法人として認定農業者資格についても取得済みとなっております。

以上当該農地の貸付けが適切かどうかご審議をお願いいたします。

以上で説明を終了させていただきます。よろしく願いをいたします。

議長 議案第2号について事務局から説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 質疑なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号 農用地利用配分計画(案)については原案のとおり承認することとします。

ここで、岡部課長補佐、退席を認めます。

(岡部課長補佐退席)

議長 小川委員の入席を認めます。

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

番号1番について事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書10ページをご覧ください。現地確認調書につきましては、2ページとなります。

議案第3号 番号1について説明申し上げます。

番号1、図面番号1、農地の所在は大字長岡字台941の8、地目は登記簿、現況ともに畑、面積につきましては、500平米となっております。利用権は所有権移転売買、譲渡人は千葉縣市川市の方で、職業は主婦です。譲受人は長岡の方で、職業は自営業となっております。転用目的は一般住宅用地、施設は一般住宅99.37平米でございます。転用理由につきましては、譲受人は現在、妻の実家の一部を借りて暮らしております。子どもの成長に伴い、手狭となったため、自宅を建築したく、適所を探していたところ、譲渡人と話がまとまり、申請するものでございます。また、譲渡人は譲受人の申出に応じ、譲り渡したいというものでございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地でございます。

以上、番号1の説明を終わります。

議 長 番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

11番、高橋君。

高橋委員 農業委員、高橋です。番号1番につきましては、ただいま説明のあったとおりですけれども、補足説明をさせていただきます。

現地確認調書の2ページから4ページをご覧ください。

現地は、北側、西側、あと、南側は既存の住宅が建っておりまして、東につきましては、道を挟んで竹林となっております。

下水は南側の道路のある側溝、既存の下水へ注ぎいたします。雨水につきましては、建設予定の母屋の東側につきましては、集水ますを作りまして、地下浸透としまして、西側につきましては、南側道路にある側溝に接続をして流す予定であります。

この現場は現状から言いまして、周りに農業上の影響を与える影響は少ないと思われるので、許可相当と思われます。

皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号1番は原案のとおり許可相当といたします。

以上、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号2について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、番号2について、ご説明申し上げます。

番号2、図面番号2、現地確認調書は5ページからとなっております。

農地の所在は、大字山子田字柳沢2528の5、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は297平米でございます。権利関係は、所有権移転売買となっております。譲渡人は山子田の方で、職業は会社員、譲受人は山子田の方で土木建築業でございます。転用目的は露天駐車場及び露天資材置場用地、転用理由につきましては、譲受人は申請地西側に居住して、土木建築業を中心とした会社の代表を務めております。現在、自宅の庭を駐車場と資材置場として利用しており、今後、資材の発注増加と作業用トラックの増車を計画しているため、申請地を露天駐車場として利用したく申請します、というものでございます。また、譲渡人は譲受人の申出に応じ、譲り渡したいとのことでございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地でございます。

以上で番号1の説明を終わります。

議長 番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

7番、高橋君。

高橋委員 7番、農業委員の高橋です。

ただいまの事務局長の説明のとおりとなっておりますが、若干補足の説明をさせていただきます。

場所については、現地確認調書の5ページ、6ページをご覧いただきたいと思うんですが、ちょうど、柳沢寺の参道の途中というところに位置しております。自宅が西側にありまして、その東側の土地を購入というような考えでおります。こちらに関しては、資材置場及び露天駐車場ということなので、雨水関係に関しては自然浸透ということでございます。若干高低差がありますけれども、隣りに及ぼす農地がありますが、そちらに関しては、特段影響ないと思われまして、担当委員としまして、許可相当と思われまして、よろしくご審議のほうお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号2番は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号2は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号3について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 番号3について、ご説明申し上げます。

番号3、凶面番号3、現地確認調書につきましては、8ページをご覧ください。

農地の所在は、大字新井字清水貝戸397の2、地目は登記簿、現況ともに田、面積は525平米でございます。権利関係は使用貸借、貸付人は新井の方で、職業は農業、借受人も広馬場の方で職業は会社員でございます。転用目的は一般住宅用地、施設等につきましては、一般住宅として63.37平米、物置が18.54平米となっております。転用理由でございます。借受人は現在借家住まいをしております。生活環境が手狭なため、祖母に相談した結果、申請地を借り受けられる運びとなりましたので、申請しますというものでございます。また、貸付人は借受人の申出に応じ、貸したいというものでございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分は3種農地でございます。

以上で番号3の説明を終わります。

議長 番号3について、事務局長から説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

2番、松岡君。

松岡委員 2番、松岡です。

ただいま、事務局長より説明がありましたとおりでございます。

私としては問題がありませんので、許可相当と思われれます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号3番について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号3番は原案のとおり許可相当といたします。

以上、番号3は許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎議案第4号

議長 次に、議案第4号 榛東村農作業労働標準料金の決定についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

議会事務局長。

事務局長 それでは、議案第4号についてご説明申し上げます。

議案書11ページをご覧ください。

榛東村農作業労働標準料金の決定について、農地法第52条（情報提供等）の規定により決定を求める。

令和2年7月10日、榛東村農業委員会会長。

以下、改正内容につきましては三沢書記から説明をさせていただきます。

議長 それでは、三沢書記、説明を求めます。

三沢書記 それでは、12ページをごらんください。

榛東村農作業労働標準料金〔料金〕について説明申し上げます。議案書12ページ、13ページをご覧ください。

今回の改正は、区分、一般、作業名、農作業全般、単位、時間給の標準料金について、群馬県の最低賃金の時間額が令和元年10月6日より835円に改善されたため、今般の標準料金の改正を行うものでございます。

なお、昨日の役員会議におきまして、小山委員から指摘がありまして、最低賃金の改正が毎年10月頃に行われるということで、今回の内容につきましては、現段階で改正ということでさせていただきます。また、10月頃に改正がありましたら、すぐにまた、新しいものということで、最低賃金額の欄とかを改正させていただきます。

以上で説明を終わりにいたします。

議長 事務局から説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

よろしいですか。

（「なし」という声あり）

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。議案第4番について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 全員賛成。よって、議案第4号は原案のとおり決定とすることとします。
ここで暫時休憩したいと思います。

◎報告事項

◎その他

◎閉会